

第 1 3 5 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、小学校及び中学校教育職員の教職調整額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成２９年中野区条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の４」を「１００分の１０」に改める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（経過措置）

２ 次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の５
令和９年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の６
令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の７
令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の８
令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の９

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。